

相続税から控除できる税額控除の

基礎知識 その③

～その他税額控除の種類～

未成年者控除

相続人が未成年である場合、相続税から一定額の控除が可能。

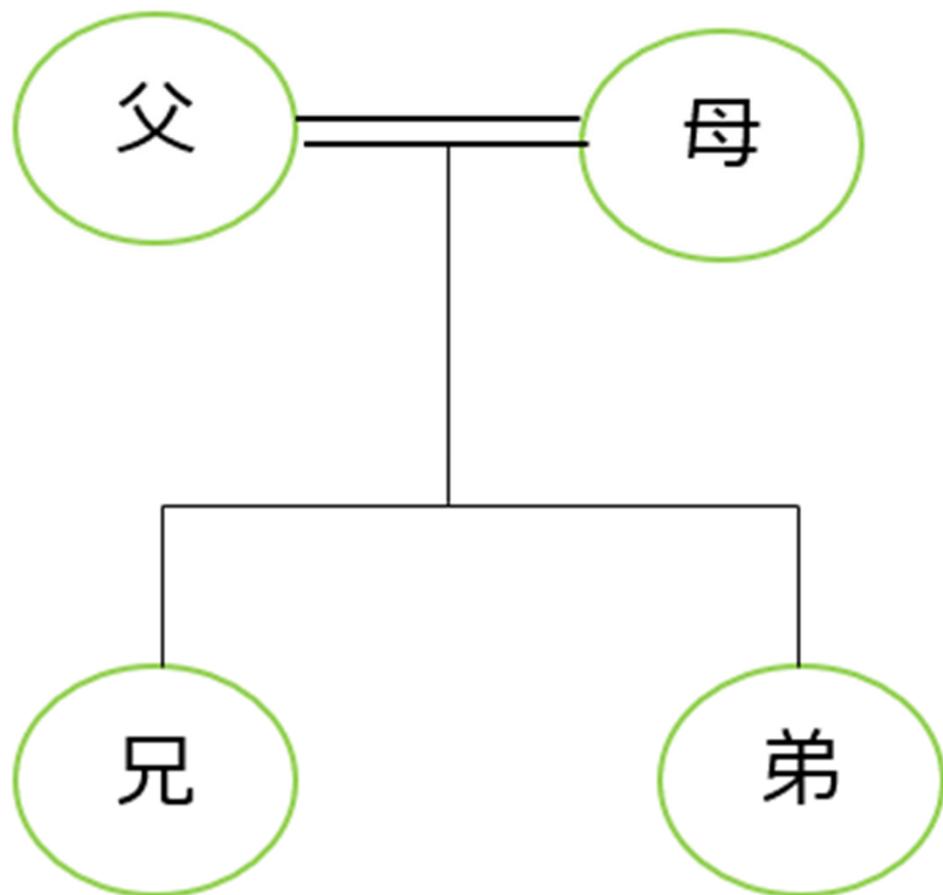
- ・ 未成年は18歳未満を指します。
- ・ 未成年の年齢は端数切捨てで計算します。
(14歳7か月 → 14歳)
- ・ 控除額は18歳に達する年数×10万円です。
→ 14歳なら (18歳－14歳) ×10万円 = 40万円

障害者控除

相続人が障害者である場合、相続税から一定額の控除が可能。

- ・ 障害者は特別障害者と一般障害者に区別します。
- ・ 障害者の年齢は端数切捨てで計算します。
(61歳10か月 → 61歳)
- ・ 控除額は85歳に達する年数×10万円（特別障害者は年数×20万円）です。

未成年者控除・障害者控除が余った場合



相続財産が2億円

→相続税2,700万円

| 相続人 | 相続分 | 財産額 | 相続税 |
|-----|-------|---------|---------|
| 母 | 1 / 2 | 1億円 | 1,350万円 |
| 兄 | 1 / 4 | 5,000万円 | 675万円 |
| 弟 | 1 / 4 | 5,000万円 | 675万円 |

扶養義務者相互間であれば
余った未成年者控除・障害者控除は控除OK

40歳、特別障害者

(85歳－40歳) × 20万円

= 900万円

相似相続控除

被相続人が相続開始前10年以内に相続で財産を取得し、
相続税を納付している場合は一定額の控除OK

- ・ 6年前 父の相続 相続税を500万円納付

→ 今回の相続税は200万円の控除OK

$$500万円 \times (4年 / 10年) = 200万円$$

END